

務	00	01	10年
(令和14年3月末まで保存)			

警 務 第 4 3 0 号  
(生企、刑企、交企、備一)  
令 和 4 年 3 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「青森県警察犯罪被害者支援要綱」の制定について

本県警察における犯罪被害者支援については、「青森県警察犯罪被害者支援要綱の制定について」（令和3年3月19日付け警務第396号。以下「旧通達」という。）により推進しているところであるが、令和4年度の組織改編に伴い、別添のとおり所要の改正を行い、令和4年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は廃止する。

担当：警務課犯罪被害者支援室

別添

## 青森県警察犯罪被害者支援要綱

### 第1 目的

この要綱は、被害者支援を推進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 警察活動のうち、犯罪被害者等の立場に立ち、犯罪被害者等の要望等に対応して行う犯罪被害者等をめぐる活動をいう。

### 第3 犯罪被害者等支援の基本理念

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に定める基本理念に従い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(平成20年国家公安委員会告示第25号)に定められた基本的事項に留意して実施されなければならない。

### 第4 犯罪被害者等支援の重点

犯罪被害者等支援の推進に当たっては、犯罪等による直接的被害とその後の二次的被害の両面において大きな問題を抱えている性犯罪、殺人、傷害致死及び重大な交通事故事件に係る犯罪被害者等並びにその後の健全育成の観点から被害少年を支援の重点的な対象とする。

### 第5 推進体制

#### 1 犯罪被害者等支援推進委員会の設置

警察本部に、「青森県警察犯罪被害者等支援推進委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

#### 2 任務

委員会は、犯罪被害者等支援の実施に関し、必要な調整を行うとともに、「青森県警察犯罪被害者支援基本計画」の策定のほか、効果的な施策を検討、審議するものとする。

#### 3 組織

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- |     |          |
|-----|----------|
| 委員長 | 警務部長     |
| 委員  | 警務課長     |
|     | 広報課長     |
|     | 生活安全企画課長 |
|     | 人身安全対策課長 |

地域課長  
生活保安課長  
刑事企画課長  
捜査第一課長  
捜査第二課長  
鑑識課長  
交通企画課長  
交通指導課長  
運転免許課長  
警備第一課長  
外事課長

#### 4 運営

- (1) 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

#### 5 幹事会

- (1) 委員会に付議すべき事項の調査、検討及び調整を行うため、委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- (3) 幹事長は、警務課長を、副幹事長は、警務課犯罪被害者支援室長をもって充てる。
- (4) 幹事は、委員の所属において被害者支援業務を担当する補佐とする。
- (5) 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。
- (6) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し幹事会への出席を求めることができる。

#### 6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務課において行う。